告示

○公正取引委員会告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月六日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（会長　長榮　周作）の申請に係る家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年六月二十五日付けで認定した。

二　規約にに係る事業の種類

家庭電気製品製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「事業者」とは、家電品を製造して販売する事業者及び輸入して販売する事業者並びにこれらに準ずる事業者であって、この規約に参加する者をいう。 ４～６　（略） （カタログの必要表示事項） **第５条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログについては、前項のうち第３号及び第５号の表示を省略することができる。省略した場合には詳しい内容を知る方法を表示しなければならない。	（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「事業者」とは、家電品を製造して販売する事業者及び輸入して販売する事業者並びにこれらに準ずる事業者をいう。 ４～６　（略） （カタログの必要表示事項） **第５条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログについては、施行規則で定めるところにより、同項各号のうち第３号及び第５号の表示を省略することができる。省略した場合には詳しい内容を知る方法を表示しなければならない。
（本体の必要表示事項） **第８条**　事業者は、家電品の本体に電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）等の関連法令に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　前号の規定にかかわらず、原産国について誤認されるおそれのある国産品については国産品である旨 ⑶　施行規則で定める家電品については製造時期 （希望小売価格等の表示） **第12条**　事業者は、自己の販売する家電品に係る希望小売価格（あらかじめカタログ等により一般消費者に公表されているもの）等の表示に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　希望小売価格を表示する場合であって、当該希望小売価格には含まれない別途の費用がかかる場合には、その旨を明瞭に表示すること。 ⑶・⑷　（略） ２　（略） （公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置） **第13条**　この規約の目的を達成するため、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 （公正取引協議会の事業） **第14条**　公正取引協議会は、次の事業を行う。 ⑴　一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 ⑵　一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びに事業者の指導に関すること。	（本体の必要表示事項） **第８条**　事業者は、家電品の本体に電気用品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　前号の規定にかかわらず、原産国について誤認されるおそれのある国産品については国産品である旨。 ⑶　施行規則で定める家電品については製造時期。 （希望小売価格等の表示） **第12条**　事業者は、希望小売価格（あらかじめカタログ等により一般消費者に公表されているもの）等の表示に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　希望小売価格に含まれないものがある場合は、その旨を明瞭に表示すること。 ⑶・⑷　（略） ２　（略） （公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の事業） **第13条**　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。